

宮城県農山漁村集落情報発信支援員設置要綱

(設置)

第1条 本県の持続可能な農山漁村地域づくりを図るため、過疎地域等における集落対策の推進要綱（平成25年3月29日付け総行応第57号、総行人第8号、総行過第11号）に基づき、農山漁村の維持・活性化に向けた取組を推進する、宮城県農山漁村集落情報発信支援員（以下「支援員」という。）を設置する。

(支援員の活動内容)

第2条 支援員は、前条の目的を達成するため、次に掲げる集落対策に関する活動（以下「活動」という。）を行うものとする。

- (1) 農山漁村の巡回による地域資源の発掘等の集落点検の実施
- (2) 農山漁村の団体・個人等への取材によるヒアリングや情報交換を通じた集落のあり方についての話し合い
- (3) 農山漁村における都市農村交流事業等の自主的な活動等に関する情報発信支援を通じた集落の維持・活性化に向けた取組

(支援員の資格)

第3条 支援員となることができる者の資格は、次のとおりとする。

- (1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する欠格条項に該当しない者
- (2) 心身ともに健康で、農山漁村の活性化に意欲と熱意があり、積極的に活動に取り組むことができる者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でない者

(支援員の責務)

第4条 支援員は、次に掲げる責務を有する。

- (1) 積極的に活動に取り組むこと
- (2) 地域との融和に努めること
- (3) 身体の不調又は活動に影響を与える事態が発生した場合は、直ちに知事に届け出ること

(委嘱等)

第5条 知事は、第3条の資格を有する者に、支援員を委嘱することができる。

(委嘱期間)

第6条 前条の委嘱期間は、1年以内とする。

2 知事が必要と認めるときは、委嘱期間が終了した者に、再度委嘱することができる。

(委託契約)

第7条 県と支援員は、活動に関する個人委託契約を締結するものとし、県と支援員との間に雇用関係は生じないものとする。

2 支援員の活動条件等については、支援員と相談の上、別途県が定める。

(解嘱)

第8条 知事は、支援員が次の各号のいずれかに該当するときは、委嘱期間の途中であっても、支援員を解嘱することができる。

- (1) 自ら解嘱を申し出たとき
- (2) 傷病等の理由により活動の継続が困難なとき
- (3) 第3条に規定する資格に該当しないとき
- (4) 前各号に掲げるもののほか、知事が支援員としてふさわしくないと認めるとき

(活動経費)

第9条 活動に要する経費は、委託料の範囲内で負担するものとする。

(計画及び状況報告)

第10条 支援員は、翌月の活動計画を別に定める活動計画書に記載し、毎月25日までに知事に提出しなければならない。

2 支援員は、自らが行った日々の活動の内容を別に定める活動日誌に記録するものとする。

3 支援員は、毎月、別に定める活動状況報告書を作成し、当月分の活動日誌を添えて、翌月10日までに知事に提出しなければならない。ただし、3月分の活動状況報告書は、3月31日までに知事に提出することとする。

(秘密の保持)

第11条 支援員は、地域活動上知り得た秘密を漏らしてはならない。委嘱期間が終了した後も、同様とする。

(県の役割)

第12条 知事は、次に掲げる支援員に関する業務（以下「支援員設置業務」という。）を行うものとする。

- (1) 支援員の採用に関する業務
- (2) 支援員の年間活動計画の作成
- (3) 支援員の活動に関する総合調整
- (4) その他支援員が行う活動に関して必要な業務

(庶務)

第13条 支援員に関する庶務は、農政部農山漁村なりわい課において処理する。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、支援員に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年5月27日から施行する。